

古賀都市計画地区計画の変更（古賀市決定）

古賀都市計画地区計画を福岡広域都市計画地区計画に名称を改め、次のように変更する。

平成10年4月15日 古賀市告示第50号
 第1回変更：平成29年1月24日 古賀市告示第10号
 位置の修正：令和3年3月22日 2古都第1539号

名 称	鹿部1組地区地区計画	
位 置	古賀市美明一丁目の一部	
面 積	約1.4ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、住宅・都市整備公団が整備した住宅団地と隣接し、地区内においてはすでに道路及び公共下水道等の整備はほぼ完了し、良好な住宅地を形成しており、建築物等の用途の規制をおこなうことにより周辺住宅との調和に配慮した市街地の環境を形成し保全することを目標とする。
	土地利用の方針	本地区は、周辺住宅地と調和した良好な住宅地としての土地利用を誘導する。
	建築物等の整備の方針	建築物の用途の制限を行い、現在の良好な住宅地の環境を保全するとともに、隣接する住宅地との調和を図る。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の建築物は建築してはならない。ただし市長が良好な地域の環境を害する恐れがないと認めたものを除く。</p> <p>1 店舗、飲食店、サービス業等その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの。</p>
--------	------------	------------	---

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域統合に伴い、都市計画地区計画の名称を変更するものです。